真狩村ふるさと納税 返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、真狩村（以下「村」または「本村」）を応援していただいた寄付者に対して、本村の魅力を発信するとともに地元特産品等のPR、販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図ることを目的に、寄付者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）をこの要領に基づき募集します。

2. 募集要件

提供事業者及び返礼品については、次の要件に適合するものとします。

1. 提供事業者

　　ア　村内に本社、支社、事業所、工場等がある法人、団体または個人事業主であること。ただし、本村内で生産された農畜産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本村をPRしていると認められる場合はこの限りではない。

イ　農産物を提供する事業者にあっては農業所得の確定申告者であり、自ら生産した農産物を提供する事業者に限る。ただし、法人・団体にあってはこの限りではない。

ウ　生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。

エ　村税金等の滞納がないこと。

オ　代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

カ　真狩村個人情報保護条例および関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

(2) 返礼品

ア　本村の魅力を発信できる商品・体験・サービス等であること。

イ　村内で生産・製造・加工・体験・サービスの提供がされているもの。

ウ　上記イのいずれにも該当しないものについては、原材料等に真狩産のものが使用されていること。

エ　品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節商材等は提供可能期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

オ　食品衛生法、食品表示法等関係法令を遵守した返礼品であること。

カ　飲食物にあっては、出荷日から4日間以上の賞味期限が保証されているものとする。

キ　総務省通知（平成29年4月1日付け総税市第28号）により、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しないこと。

(3) 返礼品の寄付金額設定

返礼品の価格が寄付金額の3割以内となるように村が寄付金額を設定します。

※ 返礼品の価格には、送料を除く、商品・サービス代、消費税及び地方消費税、梱包代等の全てが含まれます。

3. 提供事業者のメリット

(1) 本村で作成する返礼品カタログ及びふるさと納税のポータルサイト等にて、返礼品の画像・品名・提供事業者名等を掲載し、村ホームページから同ポータルサイト等へのリンクを貼ります。

(2) 上記(1)に係る費用及び送料は村が負担するほか、返礼品カタログは村外におけるイベントでの配布や関係施設等への配置を依頼することから、提供事業者の宣伝や広告宣伝費の抑制にもつながります。

(3) 返礼品発送の際に、提供事業者の商品カタログやチラシ等を同梱しPRできます。

(4) ふるさと納税のポータルサイト等限定の返礼品を提供いただくと「サイト限定」等のマークが付き、付加価値を持ってPRすることができます。

4. 応募方法等

(1) 提出書類（様式は村ホームページからダウンロードできます。）

下記の書類を郵送又は直接提出していただきます。また、同一商品を複数月に渡って提供する場合を除き、複数の商品を応募する場合は、「イ.（別紙2）」も提出していただきます。（応募商品の画像等はデータでの提出も可能です。）

なお、既に提供事業者及び返礼品として決定された内容に変更がない間は継続扱いとし、書類提出は不要です。

ア. 提供事業者申込書（別紙1）

イ. 提供商品概要説明書（別紙2）

(2) 応募期間

随時受付します。

(3) 提供事業者及び返礼品の登録期間

「2. 募集要件」を満たし、かつ返礼品として決定された内容に変更が生じない間とします。

5. 提供事業者及び返礼品の決定

村は、「2.募集要件」に基づき審査し、提供事業者及び返礼品として決定いたします。

6. その他留意事項等

(1) 返礼品受注時に取得した個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。（ダイレクトメールの送付等の2次利用や第三者への漏えい厳禁）また、提供事業者でなくなった後も同様です。ただし、寄付者から直接提供事業者への商品申込み等により入手した個人情報は対象外です。

(2) 返礼品の品質等に関して寄付者から苦情等があった場合及び返礼品に不備等があった場合には、代替品を発送する等速やかに対応し、解決へ努めてください。併せて、提供事業者はその内容について速やかに村へ報告してください。なお、品質等の保証や苦情対応について村は一切の責を負いません。

(3) 前項の対応にかかる費用は提供事業者の負担とします。

(4) 返礼品を変更または取り止める場合は、１か月前までに村へ申し出てください。

(5) 提供事業者及び返礼品が「2.募集要件」に定める事項に適合しなくなったと認める場合は、その決定を取り消すことがあります。

(6) 返礼品カタログ及びふるさと納税のポータルサイト等における掲載方法は村への一任となります。

7. 問い合わせ先

048-1631　虻田郡真狩村字真狩118番地

真狩村 企画情報課　企画情報係　ふるさと納税担当

（電話）0136-45-3613　（FAX）0136-45-3162　（メール）furusato@vill.makkari.lg.jp